

事 務 連 絡

平成21年7月15日

都道府県労働局労働基準部

労 災 補 償 課 長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課

職 業 病 認 定 対 策 室 長 補 佐

精神障害等にかかる業務上疾病の予防に関する調査への協力について

標記について、別添のとおり、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より都道府県労働局労働基準部労働衛生主務課長あて、指示されたところである。

については、協力依頼があった場合には、行政機関の保有する個人情報に関する法律第8条第2項第2号の規定に基づき、協力されたい。

部内限

基安労発 0702 第 2 号
平成 21 年 7 月 2 日都道府県労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

平成 18 年度及び 20 年度に業務上と認定された精神障害等の事案（自殺事案も含む。）の収集について

今後のメンタルヘルス対策の進展に資するため、今般、労災認定事案の詳細について分析することとしたので、貴局労災補償課長の協力を得て、関係資料を本省労働衛生課あて下記に留意の上、送付されたい。

記

1 対象とする事案

別紙 1 に記載した平成 18 年度及び 20 年度に業務上と認定された精神障害等の事案（自殺事案も含む。）

2 送付資料

労働基準監督署における調査資料のうち、平成 12 年 3 月 24 日付け労災補償課長務連絡第 3 号「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断における事務処理について」による調査票（様式 1 から様式 4）の写しと精神障害等専門家意見書の写しとし、1 事案ごとに綴ること。

なお、調査票様式を用いていない場合には、当該様式の記載事項が分かる調査結果の書面で差し支えないこと。添付資料については、送付を要しないこと。

3 送付方式

送付に当たっては、上記 2 の調査資料について、局でとりまとめの上、別紙 2 の様式を添付し、書留郵便により行うこと。

4 送付期限

平成 21 年 8 月 10 日（金）必着

別紙1(対象者数)

北海道	27名
青森	2名
岩手	3名
宮城	8名
秋田	2名
山形	6名
福島	6名
茨城	9名
栃木	5名
群馬	9名
埼玉	6名
千葉	19名
東京	73名
神奈川	44名
新潟	14名
富山	1名
石川	5名
福井	6名
山梨	1名
長野	6名
岐阜	4名
静岡	8名
愛知	7名
三重	5名
滋賀	11名
京都	16名
大阪	44名
兵庫	21名
奈良	5名
鳥取	3名
和歌山	4名
島根	2名
岡山	4名
広島	15名
山口	2名
徳島	4名
香川	4名
愛媛	4名
高知	1名
福岡	12名
佐賀	3名
長崎	4名
熊本	12名
大分	2名
宮崎	6名
鹿児島	5名
沖縄	4名
合計	474名分

